

【 目 次 】

労災保険柔道整復師施術料金算定基準（令和 4 年 10 月 1 日以降の施術）	1-4
労災保険柔道整復師施術料金算定基準の実施上の留意事項について	
第 1 通則	5-7
第 2 初検料、初検時相談支援料及び指導管理料	7-10
第 3 往療料	10-11
第 4 再検料	11
第 5 その他の施術料	
1 骨折の部・不全骨折の部	11-12
2 脱臼の部	12
3 打撲・捻挫の部	12-14
4 その他の事項	
(1) 近接部位の算定方法	14
算定できない近接部位の負傷例（骨折・不全骨折）	15
算定できない近接部位の負傷例（脱臼・打撲・捻挫・挫傷）	16
算定可能な近接部位の負傷例（骨折・不全骨折）	17
算定可能な近接部位の負傷例（脱臼・打撲・捻挫・挫傷）	18
(2) 施療料、後電料	19
(3) 電法料（冷電法料・温電法料・電療料）	19-20
(4) 電気光線療法料	20
(5) 特別材料費	21-22
(6) 包帯交換料	22-23
(7) 運動療法料	23
(8) 施術情報提供料	23-24
(9) 宿泊料・食事料	24
第 6 施術録について	24-25
第 7 来院簿その他通院の履歴が分かる資料について	26
施術情報提供紹介書	27

記入例

様式第 7 号 (3)

28-29

施術録

30

様式 (参考)

指定・指名機関登録 (変更) 報告書

31-36